

菰野町立こども園運営規程

制定日：令和4年4月1日

改訂日：令和7年4月1日

(施設の名称等)

第1条 菰野町が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
菰野町立菰野こども園	菰野町大字菰野2098番地
菰野町立菰野西こども園	菰野町大字菰野8870番地
菰野町立菰野東こども園	菰野町大字菰野1485番地
菰野町立朝上こども園	菰野町大字田光3306番地2
菰野町立鶴川原こども園	菰野町大字大強原829番1

(施設の目的)

第2条 菰野町立こども園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な

体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副園長 各園 1人以上

副園長は、園長を助け、名を受けて園務をつかさどる。園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けた時はその職務を行う。

(3) 主任保育士 各園 1人以上

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 保育士 各園配置基準に合わせた人数

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づき全ての子ども

もが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(5) 保育補助者 各園早朝・夕方の職員不足する時間に必要数配置

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(6) 事務職員 各園1人

事務職員は、当園の事務を行う。

(7) 栄養士 必要に応じた人数

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理員 子ども、職員数に合った人数を配置

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(9) 用務員 1人（菰野東こども園に配置）

用務員は、当園の雑務を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期4月1日 から7月31日 まで

(2) 第2学期8月1日 から12月31日 まで

(3) 第3学期1月1日 から3月31日 まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 学年始休業日（4月1日から4月5日まで）

エ 夏季休業（7月21日から8月31日まで）

オ 冬季休業（12月24日から1月7日まで）

カ 学年年始休業（3月26日から3月31日まで）

(2) 保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 年始休日（1月2日及び1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (3) 教育標準時間は、午前8時30分から午後1時00分とする。
- 2 当園の開所時間は、次のとおりとする。
 - (1) 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時30分
 - (2) 土曜日 午前7時30分から午後6時30分
 - 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。
 - 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第10条 当園は、利用子どもに対し特定教育・保育を提供した際は、当該利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を、当該利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる実費を徴収する。
- 3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表2に掲げる費用を徴収する。
- 4 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3、別表4に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、別に定めるところによる。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、前条に定める利用定員の総数を超える場合は、抽選により決定する方法により選考する。

3 前項の選考方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、町が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 町が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合若しくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、町の求めがあった場合は、町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、町からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を町に報告する。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条の規定に基づく町への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
保険に関わる保護者の負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	210円
保育用品費	帽子、クレヨン、はさみ、粘土・粘土ケース等の保育用品の購入費用	実費
給食提供に関わる費用	食材費を徴収	月額 1号 3,600円 2号 4,500円（土曜を除く） 【土曜について】 14時30分までの利用は 1日当たり210円 14時30分以降の利用は 1日当たり230円
園服代	3・4・5歳児が入園時に購入	実費
行事費	遠足などに関わる交通費や施設使用料	実費

別表 2（保育認定子どもの延長保育にかかる利用者負担）

保育短時間	
利用時間	一日の利用者負担額（一月の限度額）
7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分まで	200円 (2,000円)

別表3 1日当たりの一時預かり（幼稚園型）利用料

		事業の利用料
下欄以外の日	午後1時から午後3時まで	200円
休業日	午前9時から午後1時まで	400円
	午前9時から午後3時まで	600円

別表4 1日当たりの一時預かり事業（幼稚園型）の実施にかかる実費

1日当たりの一時預かり事業（幼稚園型） の実施に関わる実費（副食費）		1日当たりの一時預かり事業（幼稚園型） の実施に関わる実費（その他）
おやつ	20円	実費
食事	210円	
食事及びおやつ	230円	